

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

代表者に対する支払家賃を引下げた場合

Q : 当社は代表者が有する不動産を賃借し、社屋として使用していますが、長引く不景気で業績が悪化し、経費削減を余儀なくされたため、代表者に支払う賃借料を従来の半額に引下げる予定です。

この場合、当社と代表者について税務上の問題はありますか？

A : 御社及び代表者のいずれについても税務上の問題は生じません。

【解説】

法人税では、会社が代表者の有する不動産を低額で賃借した場合は、通常の賃借料との差額は経済的利益を享受しているとされます。

しかし、賃借料の支払が減少しても、減少した額だけ所得が増加し、結果的に減少分は法人税の課税の対象となるため、その経済的利益部分を改めて収入に計上する必要はありません。

一方、所得税については、低額で資産の貸与を受けた場合の経済的利益は、収入金額に含めなければなりません。ご質問のように、低額で資産の貸し付けを行う場合でも、実際に収受した金額を収入金額として、計上すればよいこととされています。

ただし、同族会社においてこのような行為をすることにより、代表者の所得税の負担が不当に減少するときは、税務上問題となる場合がありますので注意してください。

